

# 鵠 生 園 デ イ サ ー ビ ス さ ん ぼ

## 認知症対応型通所介護事業所運営規程 介護予防認知症対応型通所介護事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人上村鵠生会(以下「法人」という。)が開設する鵠生園デイサービスさんぼ(以下「事業所」という。)が行う認知症対応型通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が要介護状態等にある高齢者に対し、適正な認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護(以下「認知症対応型通所介護等」という。)を提供することを目的とする。

### (基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

### (運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型通所介護等は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画(以下「認知症対応型通所介護計画等」という。)を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った認知症対応型通所介護等を提供する。

### (事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。  
鵠生園デイサービスさんぼ

### (事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。  
神奈川県藤沢市片瀬海岸1丁目7-9

### (職種及び職務内容等)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(生活相談員と常勤兼務)  
管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 生活相談員 2名(うち1名は管理者、1名は介護職員兼務の契約社員)  
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提

供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関と連携において必要な役割を果たす。

- 3 看護職員 3名(2人は機能訓練指導員と非常勤兼務 1名は介護職員も兼務)  
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- 4 介護職員 7名(うち1名は生活相談員兼務の契約社員、6名は非常勤、1名は看護師と機能訓練指導員兼務)介護職員は、認知症対応型通所介護等の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
- 5 機能訓練指導員 3名(2名は看護職員と非常勤兼務 1名は介護職員も兼務)  
利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めるとともに、他の職員に対し、技術指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 毎週月曜日～土曜日(定休 日曜日及び12/29～1/3)  
但し、年末年始休暇が6日以上に及ぶ場合、臨時営業等を行う事とする。
- 2 営業時間 8時30分～17時30分までとする。
- 3 サービス提供時間 9時30分～15時40分

(利用定員)

第7条 1日に認知症対応型通所介護等のサービスを提供する定員は、12名とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、介護職員の指示に従って、他の利用者に迷惑をかけないように配慮するものとする。また、施設の貸与物品、給付物品を施設長の指示に反して利用又は処分してはならない。

(認知症対応型通所介護等の内容)

第10条 認知症対応型通所介護等の内容は次のとおりとする。

- 1 日常生活上の援助  
日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。
  - (1) 排泄の介助
  - (2) 移動の介助
  - (3) 通所の介助等その他必要な身体の介護
  - (4) 養護(休養)
- 2 健康状態の確認  
  - (1) 看護師によるバイタル等のチェック、健康状態に対する相談、助言。
- 3 機能訓練サービス  
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス(アクティビティ・サービス)を提供する。
  - (1) 日常生活動作に関する訓練
  - (2) レクリエーション(アクティビティ・サービス)
  - (3) グループワーク
  - (4) 行事的活動
  - (5) 体操
  - (6) 趣味活動

#### 4 送迎サービス

基本的にドア to ドアの送迎を基本としています。身体状況に応じて、リフト乗車にて提供させていただきます。

#### 5 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

##### (1) 入浴形態

ア 一般浴槽による入浴

イ 特殊浴槽による入浴

##### (2) 介助の種類

ア 衣類の着脱

イ 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ その他の必要な介助

#### 6 食事サービス

(1) 準備、後始末の介助

(2) 食事摂取の介助

(3) その他必要な食事の介助

(4) 身体状況、嚥下状況に合わせた食事形態での提供

(5) 調理

#### 7 相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を言う。

(1) 日常生活動作に関する訓練の相談、助言

(2) 福祉用具の利用法の相談、助言

(3) 住宅改修に関する情報提供

(4) 家族介護者教室の開催

(5) その他必要な相談、助言

(認知症対応型通所介護計画等の作成など)

第 11 条 認知症対応型通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に認知症対応型通所介護等計画を作成する。

2 認知症対応型通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、認知症対応型通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(認知症対応型通所介護等の利用料)

第 12 条 本事業所が提供する認知症対応型通所介護等の利用料は、介護報酬告示上の額とするが、本人負担は1割 又は2割 又は3割負担とする。また、その他の費用については、別表(料金表)に掲げる費用の額の支払いを受ける。

2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

3 利用料の支払いは、利用者が指定した銀行又は郵便口座から指定期日に引き落とすこととする。

(通常の事業の実施地域)

第 13 条 通常の事業の実施区域は、藤沢市の下記の地域とする。

(藤沢市)本鵜沼(5丁目を除く) 鵜沼海岸(4丁目を除く) 鵜沼松が岡 鵜沼藤が谷  
鵜沼桜が岡 鵜沼石上 鵜沼橋 鵜沼花沢町 鵜沼東 南藤沢 片瀬 片  
瀬海岸 片瀬目白山 片瀬山 江の島

(サービスの提供記録の記載)

第 14 条 認知症対応型通所介護等を提供した際には、その提供日及び内容、当該認知症対応型通所介護等について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(記録の整備)

事業所は認知症対応型通所介護等の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から5年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によりその写しを交付します。

- (1) 認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4) 苦情・相談等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況に関する記録

(秘密保持)

第 15 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 16 条 提供した認知症対応型通所介護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第 17 条 利用者に対する認知症対応型通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第 18 条 認知症対応型通所介護等に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 従業者等は、感染症に関する知識の習得に努める。
- 3 従業者は年1回の健康診断を実施する。

(感染症の予防及び蔓延防止のための措置に関する事項)

第 19 条 事業者は感染症が発生し、又は蔓延しないように下記に定める措置を講じるものとする。

- 1 感染症予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を年2回以上開催しその結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。

- 2 感染症予防及び蔓延防止のための指針を整備するものとする。
- 3 従業者に対し、感染症予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的(年1回以上)に行うものとする。

(緊急時に於ける対応方法)

第20条 認知症対応型通所介護等の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかにご家族へ報告すると同時に主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第21条 認知症対応型通所介護等の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

(事故発生時の対応)

第22条 利用者に対する認知症対応型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等に連絡し適切な措置を講じる。

また、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

事故防止の為、委員会等において具体的な事故防止の対策を関係職員に周知すると共に事故が生じた際にはその原因を解明し対策を講じます。

必要に応じて保険者、県等の指導助言を仰ぎます。

(事業継続計画の策定)

第23条 1 事業者は利用者に対する必要な認知症対応型通所介護等が継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害ならびに新型コロナウイルスなどの感染症に対処するための業務継続計画等を策定するものとする。

- 2 事業者は従業者に事業継続計画を周知するとともに必要な研修及び訓練を年1回以上実施するものとする。
- 3 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第24条 事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に定める措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
- 2 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- 3 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- 4 1～3の措置を適切に実施するために担当者を置くものとする。
- 5 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市役所に通報し、市役所が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- 1 採用時研修 採用後1か月以内
- 2 階層別研修 随時
- 3 内部・外部研修へ随時参加。その知識を従業員へ周知する勉強会を随時開催
- 4 第三者評価の実施状況について、実施無し
- 5 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。
- 6 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 7 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人上村鵠生会と管理者の協議のうえ、定めるものとする。

附 則	この規程は、平成18年	4月	1日から施行する。	
	この規程は、平成18年	5月	1日改訂	
	この規程は、平成20年	11月	1日改訂	
	この規定は、平成24年	4月	1日改訂	
	この規定は、平成26年	4月	1日改訂	
	この規定は、平成27年	4月	1日改訂	
	この規定は、平成27年	8月	1日改訂	
	この規定は、平成29年	4月	1日改訂	
	この規定は、平成30年	4月	1日改訂	
	この規定は、平成30年	6月	1日改訂	
	この規定は、平成30年	8月	1日改訂	
	この規定は、令和	1年10月	1日改訂	
	この規定は、令和	2年11月	1日改訂	
	この規定は、令和	3年11月	1日改訂	
	この規定は、令和	4年	4月	1日改訂
	この規定は、令和	4年	11月	1日改訂
	この規定は、令和	6年	6月	1日改訂
	この規定は、令和	7年	4月	1日改訂

(別 表)

料 金 表

(2025. 4. 1以降)

## 1. 介護報酬に係る費用 (利用者負担1、2、3割分)

項目	金額 (単位)	内容の説明
① 基本単位	要支援 1 684 単位	6時間以上7時間未満のサービス提供に対する1回あたりの単位
	要支援 2 762 単位	
	要介護 1 790 単位	
	要介護 2 876 単位	
	要介護 3 960 単位	
	要介護 4 1042 単位	
	要介護 5 1127 単位	
② 加算単位	サービス提供体制強化加算Ⅱ 18 単位 入浴介助加算 (Ⅰ) 40 単位 若年性認知症利用者受入加算 60 単位 化学的介護推進体制加算 40 単位	職員のうち介護福祉士の割合が50%以上入浴介助を行う人員・設備を有している事 担当者がニーズに応じたサービス提供と評価 厚労省ヘデータ提出とPDCAサイクルの活用
利用料	(①+②+認知通所介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)18.1%) ×10.66 (藤沢市の地域加算) を計算した合計額の1.23割が1回の利用料金	

## 2. 運営規程で定められた「その他の費用」 (利用者負担10割分)

項目	内容・金額	その他
① 食費	昼食・おやつ 1000円	当日8:45以降のキャンセルは食費1000円費用徴収致します。
② おむつ代	パット 40円	利用者の希望で提供した場合
	リフレパンツ 200円	
	デイパンツ 220円	
③ 衛生材料	絆創膏 (小) 10円	利用者の希望で提供した場合
	絆創膏 (大) 50円	
	滅菌ガーゼ 40円	
	防水フィルム 80円	
	ステリーテープ 90円	
	湿布 100円	
④ 文書料	領収書再発行 (1か月分) 550円	利用者の希望で提供した場合
	領収書再発行 (2か月分以上) 1,100円	